

都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画の策定について

1. 背景

都市計画マスタープラン、立地適正化計画及び地域公共交通計画(以下「3計画」という。)は、いずれも令和9年度にて計画期間が満了するため、令和10年度から20年後の将来を展望し、10年間を計画期間とする新たな計画を策定するものです。都市計画マスタープランに示す将来都市構造を立地適正化計画及び地域公共交通計画により具体化するという関係性から、計画間の連携を図り、社会情勢などの変化や都市基盤整備の進展、さらには、SORATO NRT エアポートシティ構想の実現を見据え、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく持続可能な都市構造の形成を目指し、本市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めます。

2. 計画の位置付け

(1) 都市計画マスタープラン

本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、成田市総合計画や千葉県が定める広域都市計画マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)に即し、道路、公園、住宅、産業など、都市基盤の整備に関する土地利用の方向性を定め、本市の長期的なまちづくりの指針となるものです。

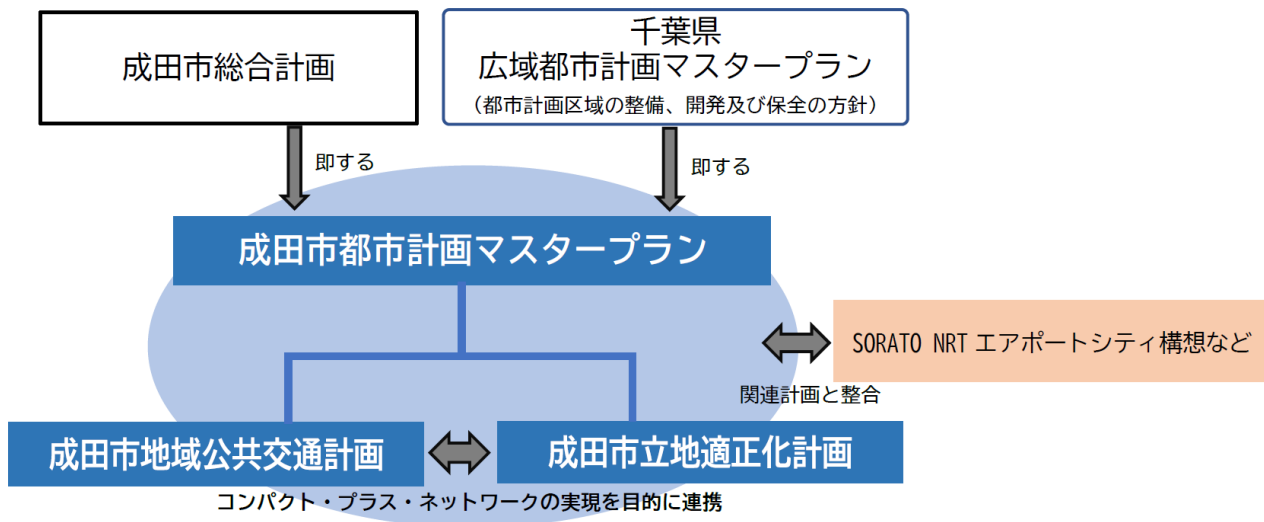
(2) 立地適正化計画

本計画は、都市再生特別措置法第81条に規定されており、少子高齢化など社会情勢が変化する中、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、利便性と安全性の高い地域への居住誘導や都市機能の集約化を進めるとともに、公共交通網の形成などにより移動の利便性を確保し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市構造の実現に向けた指針となるものです。

(3) 地域公共交通計画

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定されており、鉄道・バス・タクシーなど地域旅客運送サービスの持続可能な提供に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画であり、立地適正化計画とともにコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市構造の実現に向けた指針となるものです。

3. 計画の関係性



4. スケジュール概要

令和10年度から新たな計画とするため、令和8～9年度の2か年で策定作業を行う。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
調査・検討	基礎調査 現計画の評価・検証 全体構想案・ 将来都市構造案	地域別 構想案 目標指標・ 評価方法 計画案 まとめ	計画実施
住民参画	住民意見の収集 (アンケート・ワークショップなど)	パブリック コメント	
諮問・報告	都市計画審議会・地域公共交通会議・庁内策定委員会に適宜諮問や報告を行う		

5. 3計画策定フロー(予定)

